

定 款

一般社団法人日本生理学会

令和 5年3月14日改正
令和 3年3月27日改正
令和 2年3月18日改正
平成31年3月28日改正
平成30年3月29日改正
平成27年3月22日改正
平成26年3月18日改正
平成25年3月29日改正
平成24年3月30日改正
平成22年3月31日作成
平成18年6月20日認証
平成18年8月14日設立

定 款

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人日本生理学会と称する。

第2条（主たる事務所の所在地）

当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第3条（目的）

当法人は、生理学に関する学術の進歩発展をはかり、人類の健康増進の充実に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- （1）生理学の調査研究・教育に関する会員間の情報交流
- （2）生理学に関する調査研究の奨励並びに表彰
- （3）生理学の調査研究・教育を担う人材の育成
- （4）生理学に関する一般国民に対する啓発普及
- （5）海外の学会との連絡及び交流
- （6）機関誌及びその他の刊行物の発行
- （7）書籍の編集及び出版
- （8）セミナーの開催
- （9）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第5条（公告）

当法人の公告は、電子公告によって行なう。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第2章 会員

第6条（会員の種別）

当法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員

日本生理学会大会の各大会，地方会及び機関誌に研究成果等を発表することができ，また日本生理学雑誌の頒布を受けることができる者。

(2) 特別会員

多年当法人に功労のあった会員で，理事会から推薦され，社員総会の承認を得た者。

(3) 名誉会員

生理学の発展に長年にわたる著しい貢献があり，理事会から推薦され，社員総会の承認を得た者。

(4) 賛助会員

当法人の趣旨に賛同し，当法人を支援する個人及び法人。

(5) 準会員

日本生理学雑誌の頒布を受けることができる図書館等の施設。

(6) 臨時会員

日本生理学会大会の各大会に研究成果等を発表することができる者。ただし，地方会での発表の可否については各地方会の判断による。

第7条（評議員）

生理学の発展に一定の貢献がある正会員で，理事会から推薦され，社員総会の承認を得た者。

- 2 評議員は，正会員としての資格を有するほか，別に定める権利と役務を有する。

第8条（入会）

会員として入会しようとする者は，当法人所定の入会手続に従って入会の申込みをし，理事長の承認を得なければならない。

第9条（経費等の負担）

会員は，別に定める会費を納入しなければならない。ただし，特別会員及び名誉会員は別に定める規約により，会費を納めることを要しない。

第10条（会員の資格喪失）

会員は，次の各号の一に該当する場合には，その資格を喪失する。

- (1) 第10条により退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡，解散又は失踪宣言を受けたとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

第11条（退会）

会員は、1か月以上前に書面で当法人に対して退会することを予告した上で、予告期間満了時に退会することができる。

2 前項の期間は総正会員の同意により短縮することができる。

第12条（除名）

当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは著しく当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

第13条（会員名簿）

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第3章 社員総会

第14条（社員総会）

当法人の社員総会は正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

3 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第15条（招集）

社員総会の招集は、理事会がこれを決し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間までに各正会員に対して発する。

3 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面若しくは電磁的方法によって、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第16条（決議の方法）

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が同意の意思表示（書面又は電磁的記録により表決した委任状での意思表示も含む）をしたときは、その提案を可決する

旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

第17条（議長）

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

第18条（議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び社員総会において選定された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

2 議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

第19条（員数）

当法人に次の役員を置く。

（1）理事

5名以上45名以内

（2）監事

2名以上5名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。また、理事のうち6名までを副理事長とすることができる。

3 理事長は一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって一般法人法の業務執行理事とする。

4 監事は当法人の理事、職員、及び各委員会委員長が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第20条（選任等）

理事及び監事は、選挙規則に基づき社員総会の決議によって評議員の中から選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 副理事長は、理事長が理事の中から推薦し、理事会の決議によって選任する。

第21条（理事の職務権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第22条（監事の職務権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第23条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は、理事と同じとする。ただし、継続して4年を超えては再任できない。
- 3 副理事長の任期は理事長の任期と同じとし、継続して4年を超える再任を妨げない。
- 4 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員として選任された理事の任期は、現任理事の任期の満了する時までとする。
- 6 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 7 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第24条（解任）

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第25条（役員の報酬等）

役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

第26条（構成）

当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第27条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）当法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督

- 2 理事長、副理事長の選定及び解職

第28条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日より1週間までに各理事及び各監事に対して発する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第29条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第30条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第31条（理事会規則）

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

第32条（基金の拠出）

当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基

金の拠出を求めることができるものとする。

第33条（基金の募集）

基金の募集，割当て及び払込み等の手続については，理事会が決定するものとする。

第34条（基金の拠出者の権利）

拠出された基金は，当法人が解散するまで返還しない。

第35条（基金の返還の手続）

基金の拠出者に対する返還は，一般法人法第236条の規定に従い，基金の返還を行なう場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

第36条（事業年度）

当法人の事業年度は，毎年1月1日から当年12月末日までの年1期とする。

第37条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については，毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し，直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も，同様とする。

2 前項の規定にかかわらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，理事長は，社員総会の決議に基づき，予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は，新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第38条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受けた上で，理事会の承認を経て，定時社員総会に提出し，第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し，第3号から第5号までの書類については承認を得なければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第39条（剰余金）

当法人は、剰余金の分配を行なうことができない。

第40条（残余財産）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

第41条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第42条（解散）

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 附則

第43条

この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法に関する法律その他の法令によるものとする。